

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年5月22日 18時45分ごろ
発生場所	島根県知夫村来居港北方沖 来居港沖防波堤灯台から真方位016° 1,400m付近 (概位 北緯36° 02.4′ 東経133° 02.7′)
インシデントの概要	漁船第六十二浦郷丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年7月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第六十二浦郷丸、16トン SN2-2812（漁船登録番号）、浦郷水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約5m/s 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時
インシデントの経過	<p>本船は、漁場に向けて来居港を出航した後、約14ノットの対地速度で来居港北方沖を航行中、主機の潤滑油圧力の低下を示す警報が鳴ったので、主機の点検を行ったところ、機関室に白煙が充満しているのを認め、主機を停止した。</p> <p>本船は、主機の運転ができなくなり、僚船に救助を要請し、来援した僚船にえい航されて境港に入港した。</p> <p>本船は、機関製造業者が点検した結果、主機の潤滑油こし器が脱落し、潤滑油が漏えいして主機のシリンダライナに焼付きを生じていることが判明し、シリンダライナ等が交換された。</p>
分析	本船は、主機の潤滑油こし器が脱落したことから、脱落部から潤滑油が漏えいして潤滑油が不足し、主機のシリンダライナに焼付きを生じて主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、主機の潤滑油こし器が脱落したため、脱落部から潤滑油が漏えいして潤滑油が不足し、主機のシリンダライナに焼付きを生じて主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主機の潤滑油こし器の取付け状況を適宜確認すること。</li> </ul>